○ 京丹後市入札監視委員会設置要綱

平成19年12月17日 告示第227号

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事について、入札及び契約の過程、契約の内容の透明性並びに公正な競争を確保するため、京丹後市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市が発注した工事に関し、入札契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
 - (2) 市が発注した工事のうち、委員会が抽出した工事に関し、一般競争入札、公募型指名競争入札等に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議を行うこと。
 - (3) 市が発注する工事の入札契約手続における非指名理由等に係る再苦情処理を行うこと。
 - (4) その他委員会の審議を必要とする事項の審査を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

- 第3条 委員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる者
 - (2) 学識経験等を有する者
- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として年2回以上開催する ものとする。
- 5 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 6 会議は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 7 委員会は、会議の議事概要を公表するものとする。

(意見の具申)

- 第6条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象 工事に係る理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な 範囲で、市長に対して意見を述べることができる。
- 2 委員会は、前項の意見を公表するものとする。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号に掲げる抽出の事務を、あらかじめ指定した委員に委任 することができる。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第3号の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市 長に報告するとともに、これを公表する。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の 親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、財務部入札契約課が処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成19年12月17日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、 市長が行う。

附 則(平成21年4月1日告示第79号) この告示は、平成21年4月1日から施行する。